

はちのへ のうぎょうだより

令和7年5月号 No.563

のうぎょうだよりは八戸市農業
委員会のほか、市内農協各支店
でも配布しています。
また、インターネットではフルカ
ラーでご覧いただけます。
〇八戸市ホームページ
[https://www.city.hachinohe.
aomori.jp/](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/)



のうぎょうだより

検索

1. 農作業労働賃金

作業名		標準単位	標準賃金 (円)
水田	一般作業	8時間労働	7,700
畑	一般作業 (たばこ含む)	"	7,700
果樹	剪定	"	11,500
	摘果・袋かけ・収穫	"	7,700

【注意】まかない費は含まず。男女共同。

青森県最低賃金 1時間 953円 (令和6年10月5日改定) を参考に算定しております。

※青森県最低賃金が改定された場合は、賃金が最低賃金額以上になるようにしてください。

2. 農作業受委託料金 (※金額は消費税含む)

作業名		標準単位	標準料金 (円)
水田	耕起 (トラクター)	10 アール当り	6,500
	代かき	"	6,700
	田植 (機械植)	"	7,500
	田植機用苗	苗 (1箱当り)	850
	刈取バインダー (ひもを除く)	10 アール当り	7,700
	脱穀	"	7,300
	コンバイン (ひもを除く)	"	15,300
	乾燥・調製	60 k g 当り	1,500
畑	畦ぬり (片側)	1 m 当り	31
	耕起 (トラクター)	10 アール当り	5,300
	トレンチャー	"	45,600
	麦	コンバイン (ひもを除く)	9,300
		生乾燥	60 k g 当り 1,600

令和7年度農作業標準賃金決定

八戸市農業委員会では、3月に開催
した総会において、令和7年度農作業
標準賃金について審議し、左表のと
り決定しました。

この農作業標準賃金はあくまで標準
賃金ですので、実際に農作業を委託す

る場合は、ほ場条件 (狭い・広い・変
形・傾斜) や作業範囲 (四隅の取扱い・
仕上げ)、消耗品の取扱い等の諸条件に
ついて、事前に当事者間で十分に協議
して決めてください。

問農業委員会 ☎ 43・9164

農業委員会

事務局職員異動

4月1日付人事異動により、事務
局職員が次のとおり異動になりました。
(《 》内は旧職名)

■農業委員会に転入した職員

事務局長 (農林水産部次長兼農政課長)

久保 昌広

《農業経営振興センター所長》

農政グループ主査

小山 美雪

《総合教育センター主査》

農地グループ主事

和山 翔紀

《生活福祉課主事》

■農業委員会から転出した職員

くらし交通安全課くらし交通安全専門監

松橋 光宜

《事務局長》

市民課主査

金田 かおり

《農政グループ主査》

清掃事務所主事

工藤 悠万

《農地グループ主事》

今年度も
よろしく
お願い
します！



令和7年
4月1日より

農地貸借の手続きが変わりました

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、利用権設定等促進事業（農地の貸借）が廃止（※）となりました。

令和7年4月以降に農地貸借（新規・更新）をされる場合は、農地法第3条による許可申請、又は農地中間管理事業（農地バンクを介した貸借）のいずれかの制度による手続きとなります。



※現在契約中の内容については利用権設定期間の満了日まで有効です。

＜これまでの農地貸借制度は3種類＞

貸借の種類	窓口
農地法第3条による許可申請	農業委員会
農地中間管理事業 （農地バンクを介した貸借）	農業経営振興センター
利用権設定等促進事業（廃止）	農業委員会



＜令和7年4月以降は2種類に…＞

貸借の種類	窓口
農地法第3条による許可申請	農業委員会
農地中間管理事業 （農地バンクを介した貸借）	農業経営振興センター

＜お問合せ＞ 農地法第3条に関すること

農業委員会事務局（市庁別館7階） ☎:0178-43-9448

農地中間管理事業（農地バンク）に関すること

農業経営振興センター（尻内町字毛合清水29） ☎:0178-27-9163

農家の皆様へ

お願い



◆野焼きは近隣のお住まいの方に迷惑をかけてしまいません◆

野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において一部の例外を除き禁止となっています。野焼きは、大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしていることがほとんどです。「近所で草木を燃やしてけむたい」、「窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」等といった苦情が、毎年多く寄せられています。

農業や林業、漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却は、野焼き禁止の例外とされていますが、農地から出た草木は、むやみに焼却せず、燃やせるごみとして処分するなど野焼き以外の処分方法を検討しましょう。

農地パトロール（利用状況調査）を実施します

農業委員会では、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、次の3点を重点として農地パトロールを実施します。

- ① 地域の農地利用の確認
- ② 遊休農地の実態把握
- ③ 違反転用の発生防止・早期発見

利用状況の把握のため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、農地の利用促進につなげるための大切な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。



問 農業委員会事務局

☎ 43-9448

現況届は、年金を受給するために、毎年提出が必要となる届出です。

現況届

は忘れずに提出を！！

農業者年金を受給されている方は、八戸市農業委員会、各市民サービスセンター、南郷事務所、お近くのJA八戸各支店のいずれかに、必ず現況届を提出してください。

現況届が届く時期

5月末頃に年金基金から直接受給権者に届きます。ただし、年金の支払いが差止中の方には届きません。

現況届の提出時期

受給権者又は代理人が、署名・記入をして、**6月中**に提出してください。

現況届を提出し 忘れた場合

11月以降の年金の受給が遅れる又は受給できなくなることがありますので、ご注意ください。

出し忘れに
注意！！

前年度の現況届を出し忘れて年金が差止中の方（現況届が届かない方）は、農業委員会にある「手書き用現況届」を提出すれば年金の支払いが再開します。

経営移譲年金又は特例付加年金を受給している方については6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください

記載事項に同意の上、自署してください

農業者年金受給権者現況届（折ったり、汚したりしないでください）

令和7年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

※1 「1.支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」の項目1～6について、1つでも「はい」に該当する場合は、農業委員会にご相談ください。
また、この自己チェックの記入が漏れている場合は、現況届を受理することができません。

※2 経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当する場合は、「支給停止事由該当届」を提出してください（この現況届は提出できません。）。

1.支給停止事由等に該当していないことの自己チェック 2.「受給権者の欄（氏名等）」をご記入ください

あなたご自身について、以下の項目1～6の全ての「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

項目	はい	いいえ
1 あなたご自身が農業を営んでいますか	☐	☐
2 あなたご自身が農業協会の法人の構成員になっていますか	☐	☐
3 後継者に貸している土地等又は特定農業用施設（農機具等）の売却・転用・貸付等を行いましたか	☐	☐
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	☐	☐
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	☐	☐
6 あなた名義で農業共済（NOSAI）に加入しましたか	☐	☐

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名 (自署)	生年月日	年	月	日
都道府県				
電話番号 ()-()-()				

ご本人が自署・記入ができない場合、親族等の代理人の記入をいただく場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄	
氏名	受給権者との関係
住所	電話番号 ()-()-()

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。新規定以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	長苗代	上中坪	57	田 (農用地)	2,178	無償
②	鮫町	大草離	105-1	畑 (農用地)	3,650	応相談 ※貸付可

問

農業委員会

☎43-9164



はちのへのうぎょうだより
の配付について
既に離農している、八戸市ホームページで閲覧できる等により、紙面による配付を不要とされる方は、お手数ですが、農業委員会事務局までお知らせください。ますようお願いいたします。



農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

発行日 毎週金曜日
購読料 月額 700 円
(送料、税込み)

お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで。



編集後記

今年度からのうぎょうだよりを担当することになりました。妻神と申します。農業委員会に異動となり二年目となります。まだまだ分からないことが沢山ありますが、皆様のお役に立つ情報を届けられるよう頑張りたいと思います。

雪もなく、暖かくなってきました。今の時期といえば、ボンナやシドケなど、春の山菜が道の駅などに並ぶのを目にするようになります。山菜もお酒も大好きな私は、山菜のおひたしをアテにお酒を飲むのがサイコーに好きです。

野菜にしても山菜にしても旬なものを食することができて幸せですね。

のうぎょうだより担当 妻神

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書(土地)	法務局(登記所)
③公図	法務局(登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4・5条 (30a以下)	4・5条 (30a超)
5月	5/12-5/20	6/16	7/4
6月	6/11-6/20	7/16	8/6
7月	7/11-7/18	8/15	9/4

※他法令との調整により、変更となる場合があります。
農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
5月	5/7	5/15	5/20	5/30
6月	6/5	6/13	6/20	6/30
7月	7/7	7/15	7/22	7/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。